

周辺環境に合った理想とされているプランに近づけ最終選考に残る為にも、できるだけ現地確認をお願いします。
但し、現在既設のお家が建っておりますので、外から見る程度にして頂き、近隣にもご迷惑をお掛けしないように車の駐車方法など、最大限の配慮をお願いします。

万が一、近隣にご迷惑をお掛けするような事があった場合は以降のコンペには参加ができなくなりますので、よろしくをお願いします。

道路と敷地、敷地と隣地、敷地内のいずれも高低差はほとんどありません。

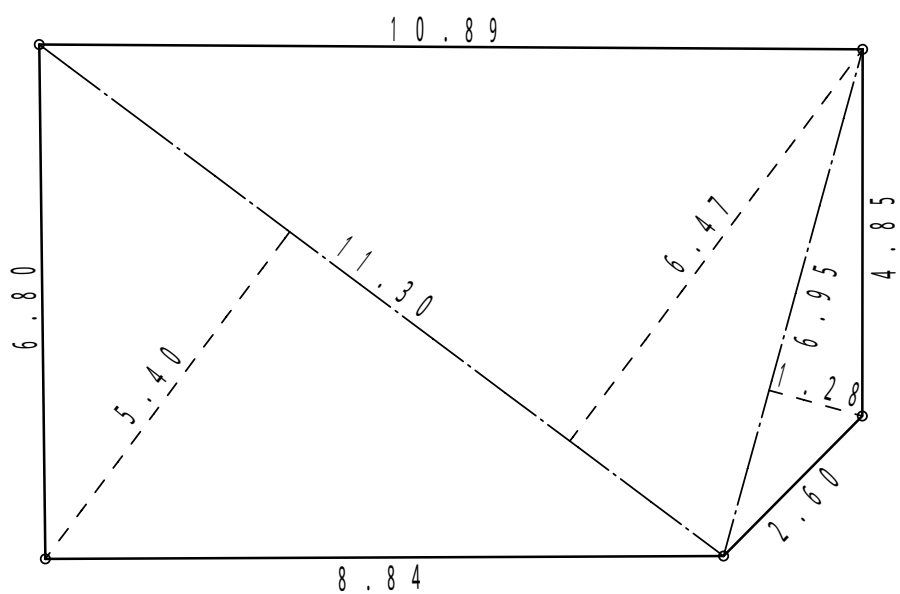
道路は南側と東側にあり、南側は幅員約4.5m、東側が幅員約5.5mあります。

次ページの測量図は後のページにある法務局にある測量図を元に作成しておりますが、寸法が間違っているようですから、こちらで作成させて頂いた次ページの測量図にて計画して下さい。

法務局の測量図は西側の辺が6.9mになっておりますが、CADで作図した場合は6.8mになり、どこかの寸法が間違っている可能性が高く、6.8mのところを6.9mと記載ミスしている可能性が高く、こちらで作成させて頂いた測量図は6.8mで作成しておりますが、他の寸法も誤差または寸法間違いと思われる箇所がありますが、こちらで作成させて頂いた測量図は面積が合うようにしています。

プラン作成にはそれほど影響は無いと思いますが、成約になった場合は測量して頂き、必要であれば配置調整やプラン修正にて対応して下さい。

方位は最後のページにある測量図をご参照下さい。



番号	底辺	高さ	倍面積
1	11.30	5.40	61.020
2	11.30	6.47	73.111
3	6.95	1.28	8.896
倍面積合計			143.027
× 1 / 2			71.513

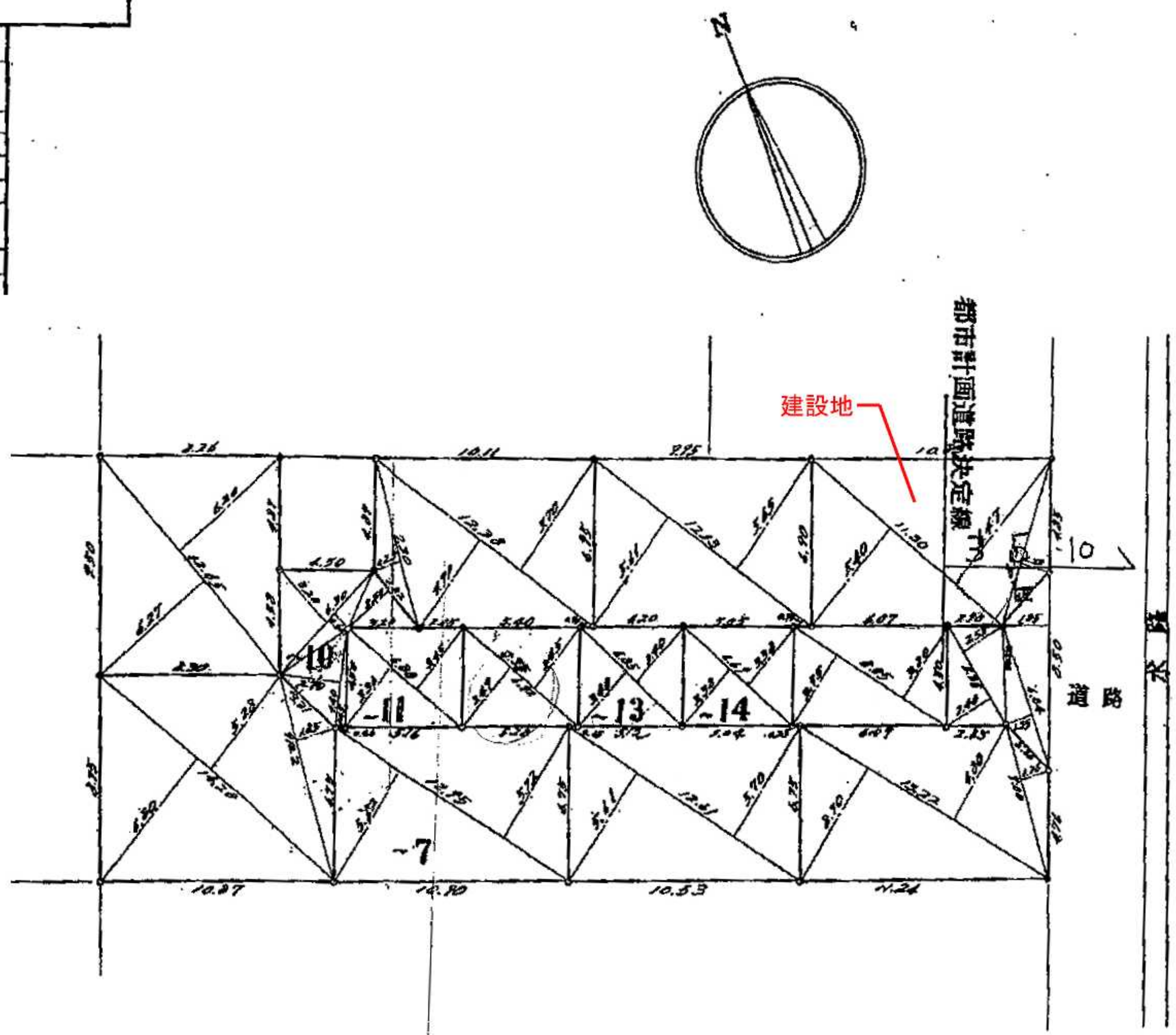
地 積 測 量 図



測量士

地 番					
土地の所在 <u>横浜市</u>					
地番	底辺	垂線	倍面積	面積	
12	38	4.77	3.70	129	866
	7	30	1.23	8,979	
合計			138	845	89,42 m
12	13	5.61	5.65	136	583
合計				68	29 m
11	30	5.40	6.47	134	181
	6	95	1.28	8,896	
合計			143	027	71,51 m

建設地



昭和45年 月 日
作製年月日

作製者

昭和四十五年五月三日

都市計画施設区域内に建築物(工作物等)を建築するときは、都市計画法第53条(第65条)の許可が必要となります。(許可要件に適合しない建築物の建築はできません)

都市計画決定線の位置確認
申請敷地位置の都市計画決定線については、図面表示のとおりです。

なお、都市計画決定線については、縮尺2,500分の1の図面から転写したものです。また、都市計画施設の決定線については事業実施の際の詳細測量により差異が生じることもあります。(事業実施に当たっての余裕幅1.0m)

縮 尺 1/300

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

平成21年2月24日